主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

記録によれば,抗告人に対しては,既に退去強制令書が発付されており,平成13年12月27日以降は,退去強制令書の執行による収容が行われていることが明らかである。

収容令書による収容は,退去強制手続において容疑事実である退去強制事由に係る審査を円滑に行い,かつ,最終的に退去強制令書が発付された場合にその執行を確実にすることを目的として行われるものであるから,退去強制令書が発付され執行されたときは,その目的を達し,収容令書は効力を失い,以後は退去強制令書の執行として収容が行われることになるというべきである。したがって,【要旨】既に,退去強制令書が発付され,それが執行されている本件においては,本件収容令書の執行停止を求める利益は失われ,本件申立ては不適法となったものといわなければならない。そうすると,その余の点について判断するまでもなく,本件申立てを却下した原決定は,結論において是認することができる。

よって,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

最高裁判所第一小法廷

(裁判長裁判官 井嶋一友 裁判官 藤井正雄 裁判官 町田 顯 裁判官 深澤 武久 裁判官 横尾和子)